

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	卸売市場法	根拠条項	14、6-1	資料番号	許認可等の内容	担当課	ブランド戦略課
卸売市場法 (昭和46年4月3日 法律第35号)							
(準用)							
第14条 第5条から第10条まで、第11条 (第1項第一号に係る部分を除く。) 及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定 (第6条第1項を除く。) 中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第二号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第二号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。							
(変更の認定)							
第6条 中央卸売市場の開設者は、第4条第2項各号に掲げる事項又は業務規程の変更 (農林水産省令で定める軽微な変更を除く。) をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。							
卸売市場法施行規則 (昭和46年6月30日 農林省令第52号)							
(地方卸売市場に係る変更の認定の申請)							
第25条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第三号 (都道府県が別に定める場合にあつては、その様式) による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第17条第3項各号に掲げる書類 (同項の規定により都道府県が別に書類を定めた場合にあつては、当該書類。以下同じ。) の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。							
(地方卸売市場に係る軽微な変更)							
第26条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更 (都道府県が別に定める場合にあつては、その変更) とする。 一 法第13条第2項第一号に掲げる事項の変更 (開設者の変更を伴うものを除く。) 二 法第13条第2項第二号に掲げる事項の変更 三 法第13条第2項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの 四 法第13条第2項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱い							

の数量及び金額に関する事項の変更

五 法第13条第2項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）

六 法第13条第2項第六号に掲げる事項の変更

七 法第13条第2項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

八 第十七条第二項に定める事項の変更

九 業務規程の変更（法第13条第5項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	担当課	畜産課			
法令名	卸売市場法	根拠条項	14、6-1	許認可等の内容	地方卸売市場の変更の認定
卸売市場法 (昭和46年4月3日 法律第35号)					
(準用)					
第14条 第5条から第10条まで、第11条 (第1項第一号に係る部分を除く。)及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定 (第6条第1項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第二号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第二号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。					
(変更の認定)					
第6条 中央卸売市場の開設者は、第4条第2項各号に掲げる事項又は業務規程の変更 (農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。					
卸売市場法施行規則 (昭和46年6月30日 農林省令第52号)					
(地方卸売市場に係る変更の認定の申請)					
第25条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第三号 (都道府県が別に定める場合にあつては、その様式) による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第17条第3項各号に掲げる書類 (同項の規定により都道府県が別に書類を定めた場合にあつては、当該書類。以下同じ。)の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。					
(地方卸売市場に係る軽微な変更)					
第26条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更 (都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)とする。 一 法第13条第2項第一号に掲げる事項の変更 (開設者の変更を伴うものを除く。) 二 法第13条第2項第二号に掲げる事項の変更 三 法第13条第2項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの 四 法第13条第2項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱い					

の数量及び金額に関する事項の変更

五 法第13条第2項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）

六 法第13条第2項第六号に掲げる事項の変更

七 法第13条第2項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

八 第十七条第二項に定める事項の変更

九 業務規程の変更（法第13条第5項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号		担当課	漁政課		
法令名	卸売市場法	根拠条項	14、6-1	許認可等の内容	地方卸売市場の変更の認定
卸売市場法 (昭和46年4月3日 法律第35号)					
(準用)					
第14条 第5条から第10条まで、第11条 (第1項第一号に係る部分を除く。)及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定 (第6条第1項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第二号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第二号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。					
(変更の認定)					
第6条 中央卸売市場の開設者は、第4条第2項各号に掲げる事項又は業務規程の変更 (農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。					
卸売市場法施行規則 (昭和46年6月30日 農林省令第52号)					
(地方卸売市場に係る変更の認定の申請)					
第25条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第三号 (都道府県が別に定める場合にあつては、その様式) による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第17条第3項各号に掲げる書類 (同項の規定により都道府県が別に書類を定めた場合にあつては、当該書類。以下同じ。)の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。					
(地方卸売市場に係る軽微な変更)					
第26条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更 (都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)とする。 一 法第13条第2項第一号に掲げる事項の変更 (開設者の変更を伴うものを除く。) 二 法第13条第2項第二号に掲げる事項の変更 三 法第13条第2項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの 四 法第13条第2項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱い					

の数量及び金額に関する事項の変更

五 法第13条第2項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）

六 法第13条第2項第六号に掲げる事項の変更

七 法第13条第2項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

八 第十七条第二項に定める事項の変更

九 業務規程の変更（法第13条第5項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

